

○国土交通省告示第二百六十四号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十四条第二項の規定に基づき、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成二十五年国土交通省告示第九百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

2(1)中「別表第7」を「別表第6」に、  
「熱貫流率 $U_{hi}$ 」を「熱貫流率 $U_{ij}$ 」に、  
「熱貫流率 $U_{fhj}$ 」を「熱貫流率 $\Psi_{ij}$ 」に改める。

2(2)中「平均日射熱取得率 $\eta_A$ 」を「平均日射熱取得率 $\eta_{AC}$ 」に、  
「別表第7」を「別表第6」に、  
「第j方位における外皮等の第i部位の日射熱取得率 $\eta_{ij}$ 」を「外皮の第i部位の第i部位の日射熱取得率 $\eta_{ij}$ 」に改める。

2(3)ロ中「空間が」及び「天井裏又は」のトに「外気に通じる」を加える。

2(3)ハ中「空間が」及び「天井裏又は」のトに「外気に通じる」を加え、  
「なお、屋根を断熱及び日射遮蔽のための措置を講じた構造（以下「断熱構造」という。）とする天井裏又は基礎を断熱構造とする床裏にある当該取合部については、この限りでない。」を削る。

附則第5項中「次のイ又はロのいずれかに該当する」を「鉄筋コンクリート造、組積造その他これ

らに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅において、当該住戸の過半の床が外気、外気に通じる床裏又はこれらと同様の熱的環境の空間に接している」に改め、イ及びロを削る。附則第5項(2)イの表を次のように改める。

住宅の種類	断熱材の施工法	部 位	熱貫流率の基準値 (単位 1平方メートル1度につき ワット)				
			地域区分				
			1及び 2	3	4、5、 6及び7	8	
鉄筋コン クリート造等 の住宅	内断熱工法	屋根又は天井	0.27	0.35	0.37	0.53	
			壁	0.39	0.49	0.75	
		床	外気に接する 部分	0.27	0.32	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	
		土間床等 の外周部 の部分	0.52	0.62	0.98		

その他の住宅	外断熱工法	分の基礎	1.38	1.60	2.36	/
			1.38	1.60	2.36	/
		屋根又は天井	0.32	0.41	0.43	0.62
			0.32	0.41	0.43	0.62
		壁	0.49	0.58	0.86	/
			0.49	0.58	0.86	/
		床	0.27	0.32	0.37	/
			0.27	0.32	0.37	/
		土間床等の外周部分の基礎	0.38	0.46	0.53	/
			0.38	0.46	0.53	/
		土間床等の外周部分	0.52	0.62	0.98	/
			0.52	0.62	0.98	/
その他の部分	1.38	1.60	2.36	/		
	1.38	1.60	2.36	/		
屋根又は天井	0.17	0.24	0.24	0.24		
	0.17	0.24	0.24	0.24		
壁	0.35	0.53	0.53	/		
	0.35	0.53	0.53	/		
床	0.24	0.24	0.34	/		
	0.24	0.24	0.34	/		
土間床等の外周部分	0.34	0.34	0.48	/		
	0.34	0.34	0.48	/		
土間床等の外周部分	0.27	0.27	0.52	/		
	0.27	0.27	0.52	/		

	分の基礎	その他の部分	0.71	0.71	1.38
<p>1 「熱貫流率」とは、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であつて、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。</p>	<p>2 鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリート造等の構造体の内側に断熱施工する方法を、「外断熱工法」とは構造体の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。</p>	<p>3 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあつては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の熱貫流率の基準値を適用するものとする。</p>	<p>4 土間床等の外周部分の基礎は、基礎の外側又は内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、熱貫流率が表に掲げる基準値以下となる仕様で基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。</p>		

附則第5項(2)ロ(イ)の表中「外周」の次に「部分の基礎」を加える。  
 附則第5項(2)ロ(ロ)の表以外の部分中「地域」を「地域区分」に改め、同(ロ)の表中「地域」を「地域

区分」に改める。

附則第5項(3)の表を次のように改める。

住宅の種類	開口部比率の区分	地域区分			
		1、2及び3	4、5、6及び7	8	
一戸建ての住宅	(い)	0.07未満	0.08未満	0.08未満	
	(ろ)	0.07以上0.09未満	0.08以上0.11未満	0.08以上0.11未満	
	(は)	0.09以上0.11未満	0.11以上0.13未満	0.11以上0.13未満	
	(に)	0.11以上	0.13以上	0.13以上	
共同住宅等	(い)	0.05未満	0.05未満	0.05未満	
	(ろ)	0.05以上0.07未満	0.05以上0.07未満	0.05以上0.07未満	
	(は)	0.07以上0.09未満	0.07以上0.08未満	0.07以上0.08未満	
	(に)	0.09以上	0.08以上	0.08以上	

附則第5項(3)イの表を次のように改める。

開口部比率の区分	熱貫流率の基準値 (単位 1平方メートル1度につきワット)			
	地域区分		地域区分	
1、2及び3	4		8	
	5、6及び7		8	

(い)	2.91	4.07	6.51	
(ろ)	2.33	3.49	4.65	
(は)	1.90	2.91	4.07	
(に)	1.60	2.33	3.49	

附則第5項(3)ロの表を次のように改める。

住宅の種類	地域区分	開口部比率 の区分	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置に関する事項
一戸建ての住宅	1、2、3 及び4	(い)	
		(ろ)	
		(は)	
		(に)	
	5、6及び 7	(い)	
		(ろ)	次のイ又はロに該当するもの
		(は) 及び (は)	イ ガラスの日射熱取得率が0.74以下であるもの ロ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの 次のイ又はロに該当するもの

		(に)	イ ガラスの日射熱取得率が0.49以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が0.74以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ハ 付属部材（南+22.5度に設置するものについては、外付けブライインドに限る。）を設けるもの
	8	(い)	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
		(ろ)	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ 付属部材を設けるもの
		(は) 及び (に)	ガラスの日射熱取得率が0.49以下のものに、付属部材（南+22.5度に設置するものについては、外付けブライインドに限る。）又はひさし、軒等を設けるもの
共同住宅等	1、2、3 及び4	(い)	
		(ろ)	
		(は)	

5、6、及び7	(に)	
	(い)	
	(ろ)	
	(は)	
	(に)	
8	(い)	
	(ろ)	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
	(は) 及び (に)	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ 付属部材を設けるもの
<p>1 「ガラスの日射熱取得率」は、日本工業規格R3106（板ガラス類の透過率・反射率・放射率  ・日射熱取得率の試験方法）に定める測定方法によるものとする。</p> <p>2 「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド（窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド）その他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。</p>		



3 「ひさし、軒等」とは、オーバーハンズ型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。

附則第6項中「から(3)」を「及び(2)」に改め、(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 住宅に対するこの告示による改正後の住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（次項において「新告示」という。）の適用については、平成二十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 この告示の施行前にエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十五条第一項前段又は第七十五条の二第一項前段の規定による届出がされた建築物に対する同第七十五条第一項後段又は第七十五条の二第一項後段の規定による変更の届出に係る新告示の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。